

# 社会福祉法人パステル定款

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

(ロ) 相談支援事業の経営

(ハ) 移動支援事業の経営

(ニ) 障害児通所支援事業の経営

### (名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人パステルという。

### (経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を栃木県小山市大字乙女625番地2に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7～8名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局長1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有す

る。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (8) 基本財産の処分
- (9) 社会福祉充実計画の承認
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長はその都度評議員の互選で定める。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印する。

## 第四章 役員及び職員

### (役員 の 定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6～7名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

### (役員 の 選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事 の 職務 及び 権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事 の 職務 及び 権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第二二条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者の中から、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の職務)

第二三条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の三種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第三八条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)



(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。
- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間

備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

## 第七章 公益を目的とする事業

(種別)

第三八条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 日中一時支援の事業
- (2) 生活サポートの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

## 第八章 解散

(解散)

第三九条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四〇条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第九章 定款の変更

(定款の変更)

第四一条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

## 第一〇章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四二条 この法人の公告は、社会福祉法人パステルの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四三条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員  
の選任を行うものとする。

理事長	石橋	俊一
理事	秋山	節子
〃	石橋	須見江
〃	金澤	眞義
〃	金原	克成
〃	須田	清
〃	長澤	晴男
〃	盛田	正孝
〃	水森	昭
〃	知久	善一
監事	秋元	勝夫
〃	岩崎	俊雄

- 1—2 この定款は平成10年7月15日から施行する。
- 2 この定款は平成15年4月21日から施行する。但し、最初の評議員の任期については、第17条第1項の規定にかかわらず平成16年7月18日までとする。
- 3 この定款は平成15年10月30日から施行する。
- 4 この定款は平成16年3月10日から施行する。
- 5 この定款は平成16年9月28日から施行する。
- 6 この定款は平成17年7月8日から施行する。
- 7 この定款は平成18年3月30日から施行する。
- 8 この定款は平成18年8月30日から施行する。ただし、第1条(2)の規定は平成18年10月1日から施行する。
- 9 この定款は平成18年11月7日から施行する。ただし、第1条(2)の規定は平成18年10月1日から施行する。
- 10 この定款は平成19年7月27日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の共同生活介護については、平成19年4月1日から施行する。

- 11 この定款は平成20年3月21日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の「セルフ花(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)」・「フロンティアおやま(生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援)」については、平成20年4月1日から施行する。
- 12 この定款は平成20年12月16日から施行する。
- 13 この定款は平成21年3月9日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の、フロンティアおやま(生活介護・就労継続支援)、つるたみ(生活介護)については、平成21年4月1日から施行する。
- 14 この定款は平成21年6月16日から施行する。
- 15 この定款は平成22年3月15日から施行する。ただし、第1条(1)(イ)の、障害者支援施設ホーム宙については、平成22年4月1日から施行する。
- 16 この定款は平成23年3月14日から施行する。ただし、第1条(2)(イ)の、セルフ花(児童サービス)については、平成23年4月1日から施行する。
- 17 この定款は平成23年12月20日から施行する。
- 18 この定款は平成24年3月7日から施行する。ただし、第1条(2)(ロ)(ハ)(ホ)(ヘ)については、平成24年4月1日から施行する。
- 19 この定款は平成24年5月28日から施行する。
- 20 この定款は平成25年1月7日から施行する。
- 21 この定款は平成25年5月27日から施行する。
- 22 この定款は平成26年7月1日から施行する。
- 23 この定款は平成26年8月10日から施行する。
- 24 この定款は平成28年3月30日から施行する。
- 25 この定款は平成28年8月5日から施行する。
- 26 この定款は平成29年4月1日から施行する。
- 27 この定款は平成29年8月29日から施行する。

別表(建物 NO.1)

名称	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
セルプ花	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地7	443番7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	499.44㎡
セルプ花屋外作業室兼店舗	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地7	443番7	作業所	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	30.78㎡
セルプ花就労訓練棟	小山市大字乙女字春日野476番地13	443番7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	186.59㎡
ホーム宙	下都賀郡野木町大字若林字北原443番地1	443番1	養護所	鉄骨コンクリート造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1,140.35㎡
ホーム宙日中活動棟	小山市大字乙女字春日野476番地12、476番地1	476番12	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	473.77㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	養護所	鉄骨造スレート葺平屋建	516.90㎡
フロンティアおやまガスボン庫	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	物置	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	3.00㎡
フロンティアおやまプレハブ小屋	小山市大字出井字浅間下291番地	291番	倉庫	軽量鉄骨造アルミニウム板葺平家建	69.39㎡
おとめ座	小山市大字乙女字楓山425番地25	425番25	養護所	木造瓦葺2階建	119.24㎡
たのしそう	下都賀郡野木町大字南赤塚字半塚南818番地25	818番25	養護所	木造スレートぶき2階建	194.8㎡
うれしそう	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏783番地23	783番23	養護所	木造スレートぶき平家建	106.20㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕552番地6	552番6	養護所	木造かわらぶき2階建	168.75㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠196番地44、196番地46	196番44	デイスーパーセンター	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建	199.98㎡
いちばん星	古河市下大野鍛冶打736番地8 735番地3 735番地12 735番地13 736番地5 737番地13	736番8	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	516.73㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打737番地13 737番地12	737番13	養護所	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	264.98㎡
みなみ	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕552番地9	552番9	養護所	木造かわらぶき2階建	154.84㎡
ひびき	古河市下大野字鍛冶打735番地10	735番10	養護所	木造かわらぶき平屋建	197.91㎡
平吉ヤシキ	古河市新久田字平吉ヤシキ280番地1	280番1	養護所	木造スレートぶき平家建	213.44㎡

別表(建物 NO.2 )

名称	所在	家屋番号	種類	構造	床面積
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮 6 2 5 番地 2 6 2 6 番地 4 6 2 7 番地 1	6 2 5 番 2	養護所	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	805.73 m <sup>2</sup>
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮 6 2 5 番地 2 6 2 6 番地 4 6 2 7 番地 1	6 2 5 番 2	養護所	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	589.25 m <sup>2</sup>
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮 6 2 5 番地 2 6 2 6 番地 4 6 2 7 番地 1	6 2 5 番 2	養護所	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	274.71 m <sup>2</sup>
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮 6 2 5 番地 2 6 2 6 番地 4 6 2 7 番地 1	6 2 5 番 2	養護所	木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建	284.20 m <sup>2</sup>

別表（土地 NO.1）

名称	所在	地番	地目	地積㎡
セルブ花	下都賀郡野木町大字若林字北原	443番7	宅地	1,323.92㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番13	雑種地	729㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番14	雑種地	330㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番1	雑種地	230㎡の 持ち分2分の1
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番7	雑種地	84㎡の 持ち分2分の1
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番9	雑種地	18㎡
セルブ花	小山市大字乙女字春日野	476番10	雑種地	411㎡
ホーム宙	下都賀郡野木町大字若林字北原	443番1	宅地	2,672.07㎡
ホーム宙	小山市大字乙女字春日野	476番11	雑種地	165㎡
ホーム宙	小山市大字乙女字春日野	476番12	雑種地	1,518㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下	290番	宅地	519.00㎡
フロンティアおやま	小山市大字出井字浅間下	291番	宅地	1,487.00㎡
おとめ座	小山市大字乙女字楓山	425番25	宅地	232.92㎡
たのしそう	下都賀郡野木町大字南赤塚字半塚南	818番25	宅地	366.37㎡
うれしそう	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏	783番23	宅地	353.96㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕	552番9	宅地	152.53㎡
赤れんが	下都賀郡野木町大字丸林字愛宕	552番8	山林	68㎡の 持分4分の1
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠	196番44	宅地	682.09㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴眠	196番46	宅地	202.29㎡
つるたみ	下都賀郡野木町大字潤島字若林裏	783番22	山林	1,155㎡
つるたみ	小山市大字東黒田字鶴民	196番1	山林	3,477㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打	737番12	山林	228㎡
きずな	古河市下大野字鍛冶打	737番13	山林	291㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番3	山林	118㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番7	山林	147㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番8	山林	52㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番10	宅地	479.59㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番12	山林	175㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	735番13	山林	276㎡



別表(土地 NO.2)

名称	所在	地番	地目	地積㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 3	山林	178 ㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 4	山林	3.67 ㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 5	山林	82 ㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 7	山林	65 ㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 6 番 8	山林	418 ㎡
いちばん星	古河市下大野字鍛冶打	7 3 7 番 1 4	山林	165 ㎡
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 5 番 2	宅地	2,820 ㎡
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 6 番 4	宅地	871.76 ㎡
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 2 7 番 1	宅地	4,571.16 ㎡
C S W おとめ	小山市大字乙女字磯ノ宮	6 3 4 番 4	宅地	1.60 ㎡
たんぼぼ	古河市下大野字向山	2 1 6 5 番 1	山林	2,367 ㎡
たんぼぼ	古河市下大野字向山	2 1 6 5 番 2	山林	2,448 ㎡
たんぼぼ	古河市下大野字向山	2 1 6 5 番 3	雑種地	17 ㎡
たんぼぼ	古河市下大野字向山	2 1 6 5 番 4	雑種地	100 ㎡
たんぼぼ	古河市下大野字向山	2 1 6 3 番 7	雑種地	103 ㎡